

## 新たな公立病院改革プランの策定について

### 1 概要

人口減少や少子高齢化の急速な進展を背景に、医療需要が大きく変化することが見込まれる中、今後も安定した経営の下で県立病院として不採算医療や高度・先進医療等の重要な役割を果たしていくことができるよう、今年度中に新たな県立病院改革プランを策定する。

### 2 新改革プランの策定

- (1) 策定時期 令和2年度  
 (2) 対象期間 令和3年度から令和7年度まで（5年間）  
 (3) 新改革プラン策定にあたっての基本方針

- プランの構成は現行プランを踏襲し、県立病院を取り巻く環境や経営指標等、今後5年間を見据えた内容に時点修正を行う。
- 新型コロナウイルス感染症が終息していない中、県立病院に限らず、県内の医療提供体制全体に様々な影響が出ており、現時点でその終息時期や病院運営にもたらす影響が見通せない状況にある。このため、新改革プランにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んだ目標数値を設定することは困難ではあるが、現時点で想定される範囲でもって策定を行うこととしたい。
- 今後、新型コロナウイルス感染症が拡大し、プランで設定した数値と大きくかい離が生じるようであれば、その都度、当評議会においてプランの改定について審議をお願いしたい。
- アフターコロナ等、医療を取り巻く環境の変化に応じた取り組むべき方策を盛り込んだ内容とする。

#### (4) 改革プランの策定及び策定後の点検・評価の体制

＜鳥取県立病院運営評議会＞

- 委員： 県医師会、県薬剤師会、病院経営事務従事者・税理士、患者支援業務従事者等9名の外部有識者  
 ○スケジュール： 年度内に新改革プラン（案）をお示しし、審議いただく予定。

### 3 (参考) これまでの改革プランの策定状況

時 期	内 容
平成21年1月 第Ⅰ期県立病院改革プランを策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立病院運営評議会での議論を踏まえて策定</li> <li>・期間：平成20～22年度</li> <li>・病院別に策定</li> </ul>
平成23年3月 第Ⅱ期県立病院改革プランを策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立病院運営評議会での議論を踏まえて策定</li> <li>・期間：平成23～27年度</li> <li>・病院別に策定</li> </ul>
平成26年6月 医療法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床機能を従来の一般、療養の2区分から高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4区分とすることに合わせ、地域医療構想の策定を都道府県に義務付け</li> <li>・病床の機能分化・連携を進めるため、地域医療構想では2025年における医療需要と病床の必要量の推計と、目指すべき医療提供体制を実現するための施策を盛り込む</li> </ul>
平成27年3月 新公立病院改革ガイドラインに係る総務省通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとに適切な医療提供体制を再構築する必要性がますます高まっており、引き続き①経営の効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直しに加えて、④地域医療構想を踏まえた役割の明確化の4つの視点に立った公立病院の改革が必要</li> </ul>
平成28年12月 鳥取県地域医療構想の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省の「必要病床数等推計ツール」による医療需要及び病床数の数値は、あくまで国が示す参考値として位置付け、各医療機関の自主的な取組を尊重</li> </ul>
平成28年12月 第Ⅲ期県立病院改革プランを策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立病院運営評議会での議論を踏まえつつ、鳥取県地域医療構想と整合を取って策定</li> <li>・期間：平成28～令和2年度</li> </ul>